

10年保存

基発0601第6号
平成27年6月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

事業附属寄宿舍規程の一部改正について

事業附属寄宿舍規程の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第107号)が平成27年5月28日に公布され、同年6月1日から施行されることとなった。

上記省令による改正後の事業附属寄宿舍規程(昭和22年労働省令第7号。以下「規程」という。)の内容等については下記のとおりであるので、了知の上、その施行に遺憾なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

建築基準法の一部を改正する法律(平成26年法律第54号)において、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第27条第1項が改正され、特殊建築物(法第2条第2号に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。)のうち、事業附属寄宿舍を含む特殊建築物の一部に関して木造建築関連基準が見直されたことにより関係規定が整備されたことに伴い、規程について所要の整備を行うものである。

2 改正の内容

(1) 改正前の規程の規定

規程第9条第1項は、事業附属寄宿舍における寝室について、地下又は建物の3階以上に設けてはならないとしているが、改正前の規程第9条第2項においては、建物が以下のいずれかに該当する場合には、規程第9条第1項の規定にかかわらず、寝室を建物の3階以上(口に該当する場合にあっては3階に限

る。)に設けることができることとされていた。

イ 耐火建築物（法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）

ロ 準耐火建築物（法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物をいう。）

であつて建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）第115条の2の2第1項に規定する技術的基準に該当する場合

(2) 規程の改正内容

今般、法第27条第1項が改正されたことに伴い、事業附属寄宿舎の建物のうち3階以上に寝室を設けるものについては、以下のいずれにも該当するものとしたものである。

イ 主要構造部（法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が、施行令第110条各号に掲げる技術的基準のいずれかに適合するもので、法第27条第1項に規定する主要構造部に係る国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

ロ 施行令第110条の2各号に掲げる外壁の開口部に、法第27条第1項に規定する防火設備を設けたものであること。

(i) 主要構造部について

改正後の規程第9条第2項第1号(上記イ)は、事業附属寄宿舎の主要構造部について規定するものであり、同号の「法第27条第1項に規定する主要構造部に係る国土交通大臣が定めた構造方法」については、別添1の建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成27年国土交通省告示第255号。以下「告示」という。）第一において定められているとおりである。すなわち、特殊建築物の主要構造部の構造方法について、

- 改正前の法第27条第1項の規定により、従来、耐火建築物としなければならないものとされていたものは、従来どおり、その主要構造部が法第2条第9号の2イ(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする

- 改正前の法第27条第1項ただし書の規定により、従来、耐火建築物とすることを要しないものとされていたものは、従来どおり、その主要構造部が改正前の施行令第115条の2の2第1項に規定する技術的基準(施行令第112条第1項に規定する一時間準耐火基準（一時間を超える耐火性能を確保する基準））等に適合する準耐火構造であるものとする

とされているものである。

このように、従来、耐火建築物としなければならないものとされていたもの及び耐火建築物とすることを要しないものとされていたものについては、

その基準が変わるものではないが、今般、法第 27 条第 1 項の改正により、新たに主要構造部の構造方法について国土交通大臣の認定を受けたものも、3 階以上又は 3 階に寝室を設けることができることとなったものである。

(ii) 外壁の開口部（延焼のおそれのある部分）

改正後の規程第 9 条第 2 項第 2 号（上記ロ）は、事業附属寄宿舎の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分における防火設備について規定するものであり、改正後においても、従来どおり、耐火建築物及び準耐火建築物に求められていた防火設備を要することとされているものであるが、今般、法第 27 条第 1 項の改正により、主要構造部の構造方法について国土交通大臣の認定によることとした事業附属寄宿舎は、他の外壁の開口部から火炎が到達するおそれがあるものとして、告示の第三で定める設備を設けなければならないこととなったものである。

○厚生労働省令第七号

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第十一号）の施行に伴い、並びに労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九十六条第二項の規定に基づき、事業附属寄宿舎規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

事業附属寄宿舎規程の一部を改正する省令
事業附属寄宿舎規程（昭和二十二年労働省令第七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「いずれかに」を「いずれかに」に改め、「(第二号)に該当する場合には三階に限る。」を削り、同項各号を次のように改める。

- 一 主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下この号において同じ。）が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百十号各号に掲げる技術的基準のいずれかに適合するもので、同法第二十七条第一項に規定する主要構造部に係る国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 二 建築基準法施行令第一百十号の二各号に掲げる外壁の開口部に、建築基準法第二十七条第一項に規定する防火設備を設けたものであること。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

改正案	現行
<p>第九條 寢室は地下又は建物の三階以上に設けてはならない。</p> <p>② 建物が、次の各号のいずれにも該当する場合は、前項の規定にかかわらず、寢室を建物の三階以上に設けることができる。</p> <p>一 主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下この号において同じ。）が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第一百十條各号に掲げる技術的基準のいずれかに適合するもので、同法第一百七條第一項に規定する主要構造部に係る国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。</p> <p>二 建築基準法施行令第一百十條の二各号に掲げる外壁の開口部に、建築基準法第二十七條第一項に規定する防火設備を設けたものであること。</p>	<p>第九條 寢室は地下又は建物の三階以上に設けてはならない。</p> <p>② 建物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、寢室を建物の三階以上（第二号に該当する場合にあつては三階に限る。）に設けることができる。</p> <p>一 耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）</p> <p>二 準耐火建築物（建築基準法第二条第九号の三イに規定する準耐火建築物をいう。）であつて建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第一百十五條の二の二第一項に規定する技術的基準に該当する場合</p>

○国土交通省告示第百五十五号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二十七條第一項の規定に基づき、同項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を第一に、同項に規定する特殊建築物の延焼するおそれがある外壁の開口部に設ける防火設備の構造方法を第二に定め、及び建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百十條の二第二号の規定に基づき、他の外壁の開口部から通常の火災時における火災が到達するおそれがあるものを第三に定める。

平成二十七年二月二十二日

国土交通大臣 太田 昭宏

第一 建築基準法第二十七條第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第百十條第一号に掲げる基準に適合する建築基準法以下「法」という。)第二十七條第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 法第二十七條第一項第二号に該当する建築物(同項各号(同項第二号)にあっては、法別表第一(一)項に係る部分に限る。)に該当するものを除く。準耐火構造又は令第百九條の三各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

二 地階を除く階数が三で、三階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの(三階の一部を法別表第一(一)欄に掲げる用途(下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。)に供するもの及び法第二十七條第一項第二号(同表(二)項から(四)項までに係る部分を除く。)から第四号までに該当するものを除く。)のうち防火地域以外の区域内にあるものであって、次のイからハまでに掲げる基準(防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあつては、イ及びロに掲げる基準)に適合するもの。一 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。

イ 下宿の各宿泊室、共同住宅の各住戸又は寄宿舎の各寝室(以下「各宿泊室等」という。)に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。ただし、各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第二十九條の二に規定する防火設備が設けられている場合においては、この限りでない。

ロ 建築物の周囲(開口部(居室に設けられたものに限り)がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。)に幅員が三メートル以上の通路(敷地の接する道まで遡るものに限る。)が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

(1) 各宿泊室等に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。
 (2) 各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が、直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第二十九條の二に規定する防火設備が設けられていること。

(3) 令第百二十九條の二の三第一項第一号ハ(2)に掲げる基準に適合していること。

ハ 三階の各宿泊室等(各宿泊室等の階数が二以上であるものにあつては二階以下の階の部分を含む。)の外壁の開口部及び当該各宿泊室等以外の部分に面する開口部(外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から九センチメートル未満の部分に当該各宿泊室等以外の部分の開口部がないもの又は当該各宿泊室等以外の部分の開口部と五十センチメートル以上突出したひさし等(ひさし、柱壁その他これらに類するもので、その構造が、令第百二十九條の二の三第一項第一号ハ(2)に規定する構造であるものをいう。以下同じ。)で防火上有効に遮られているものを除く。)に法第二十九條の二に規定する防火設備が設けられていること。

三 地階を除く階数が三で、三階を法別表第一(一)欄(三)項に掲げる用途に供するもの(三階の一部を法別表第一(一)欄に掲げる用途(同欄(三)項に掲げるものを除く。)に供するもの及び法第二十七條第一項第二号(同表(二)項から(四)項までに係る部分を除く。)から第四号までに該当するものを除く。)であつて、前号ロ(ただし書を除く。)に掲げる基準に適合するもの。一 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。

2 令第百十條第二号に掲げる基準に適合する法第二十七條第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、耐火構造又は令第百八條の三第一項第一号若しくは第二号に該当する構造とすることとする。

第二 令第百十條の三に規定する技術的基準に適合する法第二十七條第一項の特殊建築物の延焼するおそれがある外壁の開口部に設ける防火設備の構造方法は、法第二十九條の二に規定する防火設備とすることとする。

第三 令第百十条の二第二号に規定する他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものは、第一項第三号に掲げる建築物（二時間準耐火基準に適合する準耐火構造（耐火構造を除く。）としたものに限る。及び特定避難時間倒壊等防止建築物（法第二十七条第一項第一号に該当する特殊建築物で、令第百十条第一号に掲げる基準に適合しないものとして同項の規定による認定を受ける特設建築物。）の外壁の開口部（次の各号のいずれにも該当しないものに限る。以下「他の外壁の開口部」という。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ次の表一に掲げる式により計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に次の表二に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分である外壁の開口部（令第百十条の二第一号に掲げるもの及び他の外壁の開口部が設けられた防火区画内に設けられたものを除く。）とする。

一 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの

二 天井（天井がない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料による仕上げとした室（床面積が四十平方メートル以下であるものを除く。）に設けられたもの

三 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを令第百二十九条第一項第二号に掲げる仕上げとしたものに設けられたもの

四 第一号から前号までに規定する室のみに隣接する通路その他防火上支障のない通路に設けられたもの

五 法第二十九条の二に規定する防火設備を設けたもの

六 開口部の高さが〇・三メートル以下のもの

七 開口面積が〇・二平方メートル以内のもの

表一

水平移動距離（単位：メートル）	$\frac{2}{3} Y (1 - 0.5L) - \frac{1}{2} B$
最大水平移動距離（単位：メートル）	$3 - \frac{1}{2} B$

表二

垂直移動距離（単位：メートル）	$\frac{B}{H} \times 2$	$(H+1.1B)(1-0.5L) + H$
	$\frac{B}{H} \times 2$	$3.2H (1-0.5L) + H$
最大垂直移動距離（単位：メートル）	6.2 + H	

一 この表において、B、H及びLは、それぞれ次の数値を表すものとする。

B 他の外壁の開口部の幅（単位：メートル）

H 他の外壁の開口部の高さ（単位：メートル）

一 この表において、Y、B及びLは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Y 表二に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離（単位：メートル）

B 他の外壁の開口部の幅（単位：メートル）

L 他の外壁の開口部の側部に軸壁等が防火上有効に設けられている場合における当該軸壁等が外壁面から突出している距離（単位：メートル）

二 他の外壁の開口部の周囲の外壁面の仕上げを木材その他の可燃材料による仕上げとした場合においては、当該外壁面の部分の幅を当該開口部の幅に含めるものとする。

一 他の外壁の開口部の上部にひさし等が防火上有効に設けられている場合における当該ひさし等が外壁面から突出している距離（単位：メートル）

二 他の外壁の開口部の周囲の外壁面の仕上げを木材その他の可燃材料による仕上げとした場合においては、当該外壁面の部分の幅及び高さを当該開口部の幅及び高さを含めるものとする。

附則
この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○ 建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文(抄)

(傍線部分は改正部分)

改正案		現行															
<p>(法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準)</p> <p>第一百条 主要構造部の性能に関する法第二十七条第一項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる基準</p> <p>イ 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。</p> <table border="1"> <tr> <td>壁</td> <td>間仕切壁(耐力壁に限る。)</td> <td>特定避難時間(特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じ、当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。以下同じ。)</td> </tr> <tr> <td>柱</td> <td>外壁(耐力壁に限る。)</td> <td>特定避難時間</td> </tr> <tr> <td>床</td> <td></td> <td>特定避難時間</td> </tr> <tr> <td>はり</td> <td></td> <td>特定避難時間</td> </tr> <tr> <td>屋根(軒裏を除く。)</td> <td></td> <td>三十分間(特定避難時間が三十分間未満)</td> </tr> </table>		壁	間仕切壁(耐力壁に限る。)	特定避難時間(特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じ、当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。以下同じ。)	柱	外壁(耐力壁に限る。)	特定避難時間	床		特定避難時間	はり		特定避難時間	屋根(軒裏を除く。)		三十分間(特定避難時間が三十分間未満)	<p>第一百条 削除</p>
壁	間仕切壁(耐力壁に限る。)	特定避難時間(特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じ、当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。以下同じ。)															
柱	外壁(耐力壁に限る。)	特定避難時間															
床		特定避難時間															
はり		特定避難時間															
屋根(軒裏を除く。)		三十分間(特定避難時間が三十分間未満)															

階段	<p>である場合にあっては、特定避難時間は、以下の号において同じ。） 三十分間</p>
<p>ロ 壁、床及び屋根の軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。）にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根の軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあつては、三十分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。</p> <p>ハ 外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあつては、三十分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。</p>	
<p>二 第百七条各号又は第百八条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準</p>	
<p>（延焼するおそれがある外壁の開口部） 第百十條の二 法第二十七條第一項の政令で定める外壁の開口部は、次に掲げるものとする。</p>	
<p>一 延焼のおそれのある部分であるもの（法第八十六條の四第一項各号のいずれかに該当する建築物の外壁の開口部を除く。） 二 他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものとして国土交通大臣が定めるもの（前号に掲げるものを除く。）</p>	

（新設）

(法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の防火設備の遮炎性能に
関する技術的基準)

第一百十條の三 防火設備の遮炎性能に関する法第二十七條第一項の政令
で定める技術的基準は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられ
た場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面(屋内に面するも
のに限る。)に火熱を出さないものであることとする。

(防火区画)

第一百十二條 主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第二條第九號の
三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、延べ面積(スプリン
クラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもの
で自動式のものに設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を
除く。以下この条において同じ。)が千五百平方メートルを超えるも
のは、床面積の合計(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火
設備その他これらに類するもので自動式のものに設けた部分の床面積
の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。)千
五百平方メートル以内ごとに一時標準耐火基準(第一百二十九條の二の
三第一項第一号に掲げる基準(主要構造部である壁、柱、床、はり
及び屋根の軒裏の構造が同号口に規定する構造方法を用いるもの又は
同号口の規定による認定を受けたもの)に係る部分に限る。
)をいう。以下同じ。)に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特
定防火設備(第九條に規定する防火設備であつて、これに通常の火
災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外
の面に火熱を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法
を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。
)で区画しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当す
る建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限り
でない。

一 (略)

(新設)

(防火区画)

第一百十二條 主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第二條第九號の
三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、延べ面積(スプリン
クラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもの
で自動式のものに設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を
除く。以下この条において同じ。)が千五百平方メートルを超えるも
のは、床面積の合計(スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火
設備その他これらに類するもので自動式のものに設けた部分の床面積
の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。)千
五百平方メートル以内ごとに第一百十五條の二の二第一項第一号に掲げ
る基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(第九
條に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加
えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面に火熱を出さ
ないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国
土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。)で区画しなけれ
ばならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分で
その用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。

一 (略)

二 階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）で一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

2 法第二十七条第一項の規定により特定避難時間倒壊等防止建築物（特定避難時間が一時間以上であるものを除く。）とした建築物又は同条第三項、法第六十二条第一項若しくは法第六十七条の三第一項の規定により準耐火建築物とした建築物（第九九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く。）で、延べ面積が五百平方メートルを超えるものについては、前項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁（自動スプリンクラー設備等設置部分（床面積が二百平方メートル以下の階又は床面積二百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの）を設けたものをいう。第百十四条第二項において同じ。）その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

3 法第二十一条第一項ただし書の規定により第二百二十九条の二の三第一項第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物、法第二十七條第一項の規定により特定避難時間が一時間以上である特定避難時間倒壊等防止建築物とした建築物又は同条第三項、法第六十二条第一項若しくは法第六十七条の三第一項の規定により第九九条の三第二号に掲げる基準若しくは一時間準耐火基準に適合する準耐火建築物とした建築物で、延べ面積が千平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計千平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

二 階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）で第一百五條の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

2 法第二十七条第二項、法第六十二条第一項又は法第六十七条の二第一項の規定により準耐火建築物とした建築物（第九九条の三第二号又は第一百五條の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合するものを除く。）で、延べ面積が五百平方メートルを超えるものについては、前項の規定にかかわらず、床面積の合計五百平方メートル以内ごとに同号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁（自動スプリンクラー設備等設置部分（床面積が二百平方メートル以下の階又は床面積二百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの）を設けたものをいう。第百十四条第二項において同じ。）その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

3 法第二十一条第一項ただし書の規定により第二百二十九条の二の三第一項第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物、法第二十七條第一項の規定により特定避難時間が一時間以上である特定避難時間倒壊等防止建築物とした建築物又は法第二十七條第二項、法第六十二条第一項若しくは法第六十七条の二第一項の規定により第九九条の三第二号若しくは第一百五條の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火建築物とした建築物で、延べ面積が千平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計千平方メートル以内ごとに同号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

458 (略)

9 主要構造部を準耐火構造とした建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するものの住戸の部分(住戸の階数が二以上であるものに限る。)、吹抜きとなつてゐる部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分(当該部分からのみ人が出入りすることのできる公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。)については、当該部分(当該部分が第一項ただし書に規定する用途に供する建築物の部分でその壁(床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。))及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。)の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造つたものであつてその用途上区画することができない場合にあつては、当該建築物の部分(とその他の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。))とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第九条の二に規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分については、この限りでない。

一・二 (略)

10 第一項から第四項までの規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁(第二項に規定する防火上主要な間仕切壁を除く。))若しくは特定防火設備、第五項の規定による耐火構造の床若しくは壁若しくは法第九条の二に規定する防火設備又は前項の規定による準耐火構造の床若しくは壁若しくは法第九条の二に規定する防火設備に接する外壁については、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅九十センチメートル以上の部分で準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から五十センチメートル以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。

458 (略)

9 主要構造部を準耐火構造とし、かつ、地階又は三階以上の階に居室を有する建築物の住戸の部分(住戸の階数が二以上であるものに限る。)、吹抜きとなつてゐる部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分(当該部分からのみ人が出入りすることのできる公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。)については、当該部分(当該部分が第一項ただし書に規定する用途に供する建築物の部分でその壁(床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。))及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。)の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造つたものであつてその用途上区画することができない場合にあつては、当該建築物の部分(とその他の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。))とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第九条の二に規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分については、この限りでない。

一・二 (略)

10 第一項から第四項までの規定による第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁(第二項に規定する防火上主要な間仕切壁を除く。))若しくは特定防火設備、第五項の規定による耐火構造の床若しくは壁若しくは法第九条の二に規定する防火設備又は前項の規定による準耐火構造の床若しくは壁若しくは法第九条の二に規定する防火設備に接する外壁については、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅九十センチメートル以上の部分で準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から五十センチメートル以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。

11・12 (略)

13 建築物の一部が法第二十七条第一項各号、第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当する場合には、その部分とその他の部分とを一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

14 (略)

15 給水管、配電管その他の管が第一項から第四項まで若しくは第十三項の規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁、第五項若しくは第八項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第九項本文、第十項本文若しくは第十二項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第十項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに類するもの（以下この項及び次項において「準耐火構造の防火区画」という。）を貫通する場合には、当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。

16 (略)

(削る)

11・12 (略)

13 建築物の一部が法第二十七条第一項各号のいずれか又は同条第二項各号のいずれかに該当する場合には、その部分とその他の部分とを第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

14 (略)

15 給水管、配電管その他の管が第一項から第四項まで若しくは第十三項の規定による第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁、第五項若しくは第八項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第九項本文、第十項本文若しくは第十二項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第十項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、そで壁その他これらに類するもの（以下この項及び次項において「準耐火構造の防火区画」という。）を貫通する場合には、当該管と準耐火構造の防火区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。

16 (略)

(耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の技術的基準等)

第百十五条の二の二 法第二十七条第一項ただし書（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の政令で定める技術的基準は、準防火地域内にあるものにあつては次に掲げるもの、防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあつては第一号から第四号までに掲げるものとする。

- 一 主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が、次に定める基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法をを用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- イ 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を

生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	一時間
	外壁（耐力壁に限る。）	一時間
柱		一時間
床		一時間
はり		一時間

ロ 壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）、床及び屋根の軒裏にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上上昇しないものであること。

ハ 外壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）にあつては、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。

二 下宿の各宿泊室、共同住宅の各住戸又は寄宿舎の各寢室（以下「各宿泊室等」という。）に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。ただし、各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第二条第九号の二に規定する防火設備が設けられている場合においては、この限りでない。

三 三階の各宿泊室等の外壁面（各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に面するものを除く。）に窓その他の開口部（直径一メートル以上の円が内接することができるもの又はその幅及び高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上及び一・二メートル以上のもので、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものに限る。）が道又は道に通ずる幅員四メートル以上の

通路その他の空地に面して設けられていること。

四 建築物の周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについてはこの限りでない。

イ 各宿泊室等に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。

ロ 各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が、直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第二十九条第九号の二に規定する防火設備が設けられていること。

ハ 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので、その構造が、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであるものが、防火上有効に設けられていること。

五 三階の各宿泊室等（各宿泊室等の階数が二以上であるものにあつては二階以下の階の部分を含む。）の外壁の開口部及び当該各宿泊室等以外の部分に面する開口部（外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から九十センチメートル未満の部分に当該各宿泊室等以外の部分の開口部がないもの又は当該各宿泊室等以外の部分の開口部と五十センチメートル以上突出したひさし、そで壁その他これらに類するものでその構造が前号ハに規定する構造であるもので防火上有効に遮られているものを除く。）に法第二十九条第九号の二に規定する防火設備が設けられていること。

法第二十七条第一項ただし書の規定により法第二十九条第九号の三イに

(主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の技術的基準等)

第二百二十九条の二の三 法第二十一条第一項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

イ (略)

ロ 主要構造部が準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、その構造が次に定める基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）であること。

(1) 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	一時間
	外壁（耐力壁に限る。）	一時間
柱		一時間
床		一時間
はり		一時間

(2) 壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）、床及び屋根の軒裏にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

該当する準耐火建築物とした建築物については、次章第五節の規定は適用しない。

(主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の技術的基準等)

第二百二十九条の二の三 法第二十一条第一項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

イ (略)

ロ 主要構造部が準耐火構造（壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合するものに限る。）であること。

(3) 外壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）にあつては、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

ハ 建築物の周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

(1) 延べ面積が二百平方メートルを超えるものについては、床面積の合計二百平方メートル以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は法第二條第九号の二口に規定する防火設備で区画されていること。

(2) 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので、その構造が、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであるものが、防火上有効に設けられていること。

2
二
(略)

ハ 建築物の周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

(1) 延べ面積が二百平方メートルを超えるものについては、床面積の合計二百平方メートル以内ごとに第百十五條の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は法第二條第九号の二口に規定する防火設備で区画されていること。

(2) 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので第百十五條の二の二第一項第四号ハに規定する構造であるものが防火上有効に設けられていること。

2
二
(略)

(参考資料)

○事業附属寄宿舍に関する建築基準法上の規制の変更点の概要（下線部が従前からの変更点）

・改正後の主要構造部に関して政令で定める技術的基準に適合するものとして国土交通大臣が定めるもの（下記網掛け部分）は別添1の告示にて規定されている。（凡例：規程=事業附属寄宿舍規程 令=建築基準法施行令 大臣=国土交通大臣）

		改正前		改正後	
		主要構造部	外壁の開口部 (延焼のおそれのある部分)	主要構造部	外壁の開口部 (延焼のおそれのある部分)
事業附属寄宿舍	3階以上の階に寝室を設けるもの	<p>旧規程第9条第2項第1号において規定していた部分</p> <p>①耐火構造 または ②令第108条の3の技術的基準に適合するもの (耐火建築物の主要構造部に求められる基準)</p>	<p>令第109条の2の技術的基準に適合する構造方法として</p> <p>①大臣が定めた構造方法を用いる または ②大臣が認定する防火設備(令第109条に規定する)を設置しなければならない。 (耐火建築物・準耐火建築物に求められる基準)</p>	<p>新規程第9条第2項第1号において規定する部分</p> <p>①耐火構造 または ②令第108条の3の技術的基準に該当するもの</p>	<p>新規程第9条第2項第2号において規定する部分</p> <p>令第109条の2の技術的基準に適合する構造方法として</p> <p>①大臣が定めた構造方法を用いる または ②大臣が認定する防火設備(令第109条に規定する)を設置しなければならない。</p>
	3階に寝室を設けるもの	<p>①準耐火構造 または ②令第109条の3の技術的基準に該当するもの (準耐火建築物の主要構造部に求められる基準)</p> <p>であって、 令第115条の2の2で定める基準(1時間を超える耐火性能の確保等)に適合するもの</p>	<p>同上</p>	<p>①準耐火構造 または ②令第109条の3の技術的基準に適合するもの であって、 1時間を超える耐火性能の確保等の基準に適合するもの (※一部合理化)</p>	<p>左記の仕様によらず個別に特定避難時間を検証し、大臣の認定を受けたもの</p> <p>告示第3に定める設備を設置しなければならない。 (主要構造部を告示仕様によらず大臣認定を受けて建築する場合に限る。)</p>

※ 居室に設けられた開口部がない外壁に面する部分は幅員3メートルの通路を要さないこと、3階の宿泊室等の外壁の開口部を道等に面して設置することを要さないこととしている。